宮古市トライアル雇用奨励金のご案内

宮古市では、雇用の促進と安定を図るため、国のトライアル雇用事業を活用し試行雇用した求職者を常用雇用とした事業主の方に奨励金を交付します。※予算額に達し次第、終了となります。

交付対象となる事業主	● 宮古市内に事業所を有すること ● 雇用保険の適用事業所であること ● 国のトライアル雇用事業で下記の対象者を試行雇用後、常用雇用へと移行した事業主であること ● 市税を完納していること
対象者	● 宮古市に住所を有する方 ● 国のトライアル雇用事業により試行雇用され、常用雇用に移行した方
奨励金	対象者１人に対し、１か月当たり最高５万円、６か月を限度として（３０万円限度）事業主へ支給します。
対象期間	国のトライアル雇用事業による試行雇用後、常用雇用に切り替えた日から６ヶ月間。

※国などの同様の雇用奨励金と併せて交付を受けることはできません。

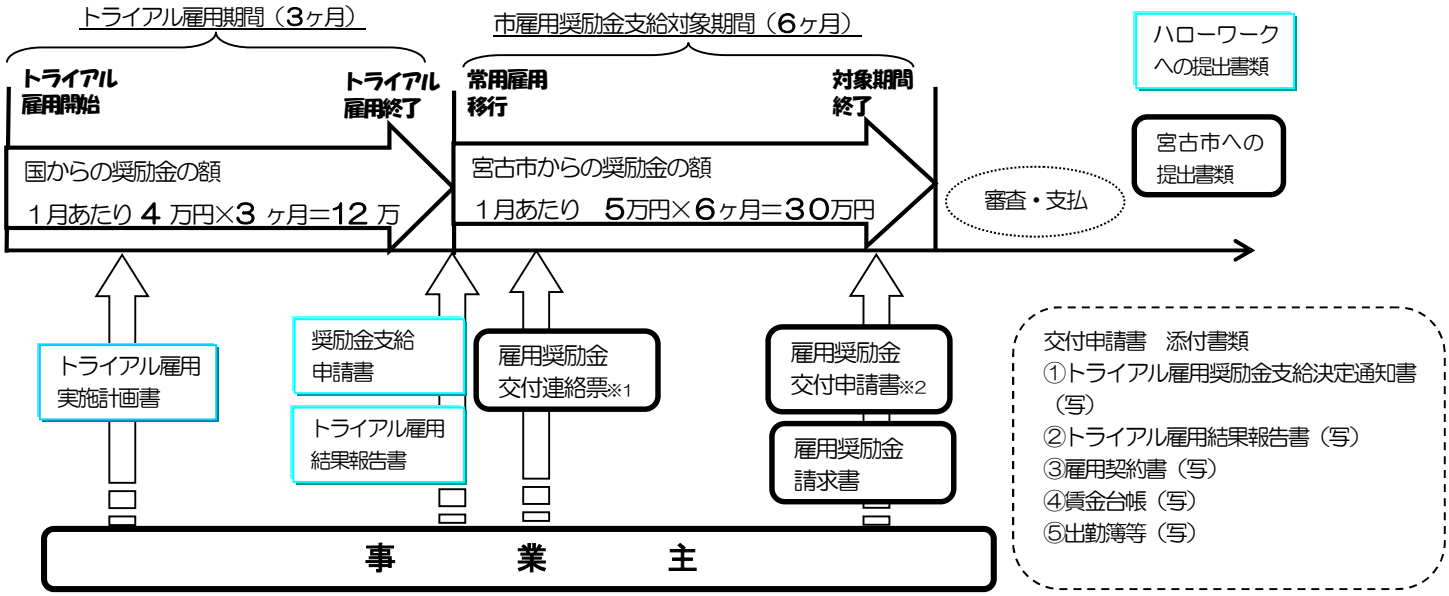

※1　宮古市トライアル雇用奨励金**交付連絡票**は、対象期間の開始の日の翌日から**１ヶ月以内**に**企業立地推進課**に提出してください。

※2　宮古市トライアル雇用奨励金**交付申請書**は、必要書類を添付し、対象期間の終了後**30日以内**に**企業立地推進課**に提出してください。

問合せ先：宮古市役所 企業立地推進課　雇用労政係　65－7072

【国のトライアル雇用事業とは】

ハローワークの紹介により、企業に短期間（原則3ヶ月）雇用され、その間に仕事をする上での必要な指導や、訓練・研修などを受け、その後本採用への移行をねらいとしています。

対象労働者を雇い入れた事業主に対しては、奨励金月額最高4万円が支給されます。

トライアル雇用事業についてのお問い合わせ先　　宮古公共職業安定所　　電話　63－8609